

## 浦安海岸入船地区護岸整備懇談会要綱

### (名称)

第1条 本懇談会は、浦安海岸入船地区護岸整備懇談会（以下「懇談会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 懇談会は、浦安海岸入船地区の護岸の改修に係る構造型式等について、地域の助言を得ることを目的とする。

なお、懇談会は地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関の性質を有しない。

### (委員及び任期)

第3条 委員の構成、定数は別表1のとおりとし、千葉県葛南土木事務所長が依頼する。

2 委員の任期は、依頼を承諾した日から当該年度末までとする。

なお、委員の再任は妨げない。

3 必要に応じて第1項によるもの以外の者に、オブザーバーとして参加を求めることができる。

### (座長)

第4条 懇談会には座長1名及び副座長1名を置き、学識者がその職務を行う。

2 座長は、千葉県葛南土木事務所長の指名による。

3 座長は、懇談会を代表し、会務を総括する。

4 副座長は、座長の指名により定める。

5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (懇談会)

第5条 懇談会は、千葉県葛南土木事務所長が招集する。

### (会議（懇談会を除く）)

第6条 懇談会の円滑な運営を図るため、必要に応じ会議（懇談会を除く）（以下「会議」という。）を開催することができる。

2 会議は、次条第3項に規定する事務局長が招集する。

### (事務局)

第7条 事務局は、千葉県葛南土木事務所及び千葉県県土整備部河川整備課に置く。

2 事務局は、懇談会の運営に必要な事務を行う。

3 事務局長は、千葉県葛南土木事務所河川改良課長の職にある者とする。

### (議事の公開)

第8条 懇談会は、公開するものとする。ただし、社会情勢等により、非公開にすることができる。

### (補則)

第9条 この要綱に定めるものの他、懇談会の運営に関し必要な事項は、千葉県葛南土木事務所長が定める。

**附則**

- 1 この要綱は、令和5年1月27日から施行する。
- 2 懇談会は、施行の日から令和4年度末までの間に限って設置する。

別表1

(委員の構成及び定数)

構成	定数
1 学識経験者	15名以内
2 漁業関係者	
3 地元住民	
4 行政関係者	